

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.4%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					14.012%	
					全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	~	101,000	13,731.76	6,865.88
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	14,572.48	7,286.24
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	15,413.20	7,706.60
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	16,534.16	8,267.08
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	17,655.12	8,827.56
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	18,776.08	9,388.04
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	19,897.04	9,948.52
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	21,018.00	10,509.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	22,419.20	11,209.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	23,820.40	11,910.20
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	25,221.60	12,610.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	26,622.80	13,311.40
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	28,024.00	14,012.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	30,826.40	15,413.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	33,628.80	16,814.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	36,431.20	18,215.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	39,233.60	19,616.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	42,036.00	21,018.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	44,838.40	22,419.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	47,640.80	23,820.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	50,443.20	25,221.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	53,245.60	26,622.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	57,449.20	28,724.60
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	61,652.80	30,826.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	65,856.40	32,928.20
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	70,060.00	35,030.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	74,263.60	37,131.80
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	78,467.20	39,233.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	82,670.80	41,335.40
30	620,000	20,670	605,000	~	86,874.40	43,437.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.5%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.912%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	13,633.76	6,816.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	14,468.48	7,234.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	15,303.20	7,651.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	16,416.16	8,208.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	17,529.12	8,764.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	18,642.08	9,321.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	19,755.04	9,877.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	20,868.00	10,434.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	22,259.20	11,129.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	23,650.40	11,825.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	25,041.60	12,520.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	26,432.80	13,216.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	27,824.00	13,912.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	30,606.40	15,303.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	33,388.80	16,694.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	36,171.20	18,085.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	38,953.60	19,476.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	41,736.00	20,868.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	44,518.40	22,259.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	47,300.80	23,650.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	50,083.20	25,041.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	52,865.60	26,432.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	57,039.20	28,519.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	61,212.80	30,606.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	65,386.40	32,693.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	69,560.00	34,780.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	73,733.60	36,866.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	77,907.20	38,953.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	82,080.80	41,040.40
30	620,000	20,670	605,000	~	86,254.40	43,127.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.6%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.812%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	13,535.76	6,767.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	14,364.48	7,182.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	15,193.20	7,596.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	16,298.16	8,149.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	17,403.12	8,701.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	18,508.08	9,254.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	19,613.04	9,806.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	20,718.00	10,359.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	22,099.20	11,049.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	23,480.40	11,740.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	24,861.60	12,430.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	26,242.80	13,121.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	27,624.00	13,812.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	30,386.40	15,193.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	33,148.80	16,574.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	35,911.20	17,955.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	38,673.60	19,336.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	41,436.00	20,718.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	44,198.40	22,099.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	46,960.80	23,480.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	49,723.20	24,861.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	52,485.60	26,242.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	56,629.20	28,314.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	60,772.80	30,386.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	64,916.40	32,458.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	69,060.00	34,530.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	73,203.60	36,601.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	77,347.20	38,673.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	81,490.80	40,745.40
30	620,000	20,670	605,000	～	85,634.40	42,817.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.7%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.712%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	13,437.76	6,718.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	14,260.48	7,130.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	15,083.20	7,541.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	16,180.16	8,090.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	17,277.12	8,638.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	18,374.08	9,187.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	19,471.04	9,735.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	20,568.00	10,284.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	21,939.20	10,969.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	23,310.40	11,655.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	24,681.60	12,340.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	26,052.80	13,026.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	27,424.00	13,712.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	30,166.40	15,083.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	32,908.80	16,454.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	35,651.20	17,825.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	38,393.60	19,196.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	41,136.00	20,568.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	43,878.40	21,939.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	46,620.80	23,310.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	49,363.20	24,681.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	52,105.60	26,052.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	56,219.20	28,109.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	60,332.80	30,166.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	64,446.40	32,223.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	68,560.00	34,280.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	72,673.60	36,336.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	76,787.20	38,393.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	80,900.80	40,450.40
30	620,000	20,670	605,000	~	85,014.40	42,507.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.8%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.612%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	13,339.76	6,669.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	14,156.48	7,078.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	14,973.20	7,486.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	16,062.16	8,031.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	17,151.12	8,575.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	18,240.08	9,120.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	19,329.04	9,664.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	20,418.00	10,209.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	21,779.20	10,889.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	23,140.40	11,570.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	24,501.60	12,250.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	25,862.80	12,931.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	27,224.00	13,612.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	29,946.40	14,973.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	32,668.80	16,334.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	35,391.20	17,695.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	38,113.60	19,056.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	40,836.00	20,418.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	43,558.40	21,779.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	46,280.80	23,140.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	49,003.20	24,501.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	51,725.60	25,862.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	55,809.20	27,904.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	59,892.80	29,946.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	63,976.40	31,988.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	68,060.00	34,030.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	72,143.60	36,071.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	76,227.20	38,113.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	80,310.80	40,155.40
30	620,000	20,670	605,000	~	84,394.40	42,197.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					2.9%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.512%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	13,241.76	6,620.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	14,052.48	7,026.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	14,863.20	7,431.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	15,944.16	7,972.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	17,025.12	8,512.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	18,106.08	9,053.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	19,187.04	9,593.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	20,268.00	10,134.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	21,619.20	10,809.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	22,970.40	11,485.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	24,321.60	12,160.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	25,672.80	12,836.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	27,024.00	13,512.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	29,726.40	14,863.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	32,428.80	16,214.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	35,131.20	17,565.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	37,833.60	18,916.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	40,536.00	20,268.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	43,238.40	21,619.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	45,940.80	22,970.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	48,643.20	24,321.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	51,345.60	25,672.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	55,399.20	27,699.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	59,452.80	29,726.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	63,506.40	31,753.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	67,560.00	33,780.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	71,613.60	35,806.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	75,667.20	37,833.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	79,720.80	39,860.40
30	620,000	20,670	605,000	～	83,774.40	41,887.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.0%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.412%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	13,143.76	6,571.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	13,948.48	6,974.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	14,753.20	7,376.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	15,826.16	7,913.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	16,899.12	8,449.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	17,972.08	8,986.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	19,045.04	9,522.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	20,118.00	10,059.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	21,459.20	10,729.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	22,800.40	11,400.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	24,141.60	12,070.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	25,482.80	12,741.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	26,824.00	13,412.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	29,506.40	14,753.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	32,188.80	16,094.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	34,871.20	17,435.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	37,553.60	18,776.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	40,236.00	20,118.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	42,918.40	21,459.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	45,600.80	22,800.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	48,283.20	24,141.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	50,965.60	25,482.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	54,989.20	27,494.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	59,012.80	29,506.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	63,036.40	31,518.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	67,060.00	33,530.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	71,083.60	35,541.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	75,107.20	37,553.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	79,130.80	39,565.40
30	620,000	20,670	605,000	～	83,154.40	41,577.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.1%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.312%	
					全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	13,045.76	6,522.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	13,844.48	6,922.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	14,643.20	7,321.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	15,708.16	7,854.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	16,773.12	8,386.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	17,838.08	8,919.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	18,903.04	9,451.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	19,968.00	9,984.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	21,299.20	10,649.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	22,630.40	11,315.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	23,961.60	11,980.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	25,292.80	12,646.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	26,624.00	13,312.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	29,286.40	14,643.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	31,948.80	15,974.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	34,611.20	17,305.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	37,273.60	18,636.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	39,936.00	19,968.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	42,598.40	21,299.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	45,260.80	22,630.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	47,923.20	23,961.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	50,585.60	25,292.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	54,579.20	27,289.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	58,572.80	29,286.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	62,566.40	31,283.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	66,560.00	33,280.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	70,553.60	35,276.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	74,547.20	37,273.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	78,540.80	39,270.40
30	620,000	20,670	605,000	～	82,534.40	41,267.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.2%	
					厚生年金保険料率	
					13.212%	
等級	月額	日額			全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	12,947.76	6,473.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	13,740.48	6,870.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	14,533.20	7,266.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	15,590.16	7,795.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	16,647.12	8,323.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	17,704.08	8,852.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	18,761.04	9,380.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	19,818.00	9,909.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	21,139.20	10,569.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	22,460.40	11,230.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	23,781.60	11,890.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	25,102.80	12,551.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	26,424.00	13,212.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	29,066.40	14,533.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	31,708.80	15,854.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	34,351.20	17,175.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	36,993.60	18,496.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	39,636.00	19,818.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	42,278.40	21,139.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	44,920.80	22,460.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	47,563.20	23,781.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	50,205.60	25,102.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	54,169.20	27,084.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	58,132.80	29,066.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	62,096.40	31,048.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	66,060.00	33,030.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	70,023.60	35,011.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	73,987.20	36,993.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	77,950.80	38,975.40
30	620,000	20,670	605,000	~	81,914.40	40,957.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.3%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.112%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	12,849.76	6,424.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	13,636.48	6,818.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	14,423.20	7,211.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	15,472.16	7,736.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	16,521.12	8,260.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	17,570.08	8,785.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	18,619.04	9,309.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	19,668.00	9,834.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	20,979.20	10,489.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	22,290.40	11,145.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	23,601.60	11,800.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	24,912.80	12,456.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	26,224.00	13,112.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	28,846.40	14,423.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	31,468.80	15,734.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	34,091.20	17,045.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	36,713.60	18,356.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	39,336.00	19,668.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	41,958.40	20,979.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	44,580.80	22,290.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	47,203.20	23,601.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	49,825.60	24,912.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	53,759.20	26,879.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	57,692.80	28,846.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	61,626.40	30,813.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	65,560.00	32,780.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	69,493.60	34,746.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	73,427.20	36,713.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	77,360.80	38,680.40
30	620,000	20,670	605,000	～	81,294.40	40,647.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.4%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					13.012%	
					全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	12,751.76	6,375.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	13,532.48	6,766.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	14,313.20	7,156.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	15,354.16	7,677.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	16,395.12	8,197.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	17,436.08	8,718.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	18,477.04	9,238.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	19,518.00	9,759.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	20,819.20	10,409.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	22,120.40	11,060.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	23,421.60	11,710.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	24,722.80	12,361.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	26,024.00	13,012.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	28,626.40	14,313.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	31,228.80	15,614.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	33,831.20	16,915.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	36,433.60	18,216.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	39,036.00	19,518.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	41,638.40	20,819.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	44,240.80	22,120.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	46,843.20	23,421.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	49,445.60	24,722.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	53,349.20	26,674.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	57,252.80	28,626.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	61,156.40	30,578.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	65,060.00	32,530.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	68,963.60	34,481.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	72,867.20	36,433.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	76,770.80	38,385.40
30	620,000	20,670	605,000	～	80,674.40	40,337.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.5%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.912%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	12,653.76	6,326.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	13,428.48	6,714.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	14,203.20	7,101.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	15,236.16	7,618.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	16,269.12	8,134.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	17,302.08	8,651.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	18,335.04	9,167.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	19,368.00	9,684.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	20,659.20	10,329.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	21,950.40	10,975.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	23,241.60	11,620.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	24,532.80	12,266.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	25,824.00	12,912.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	28,406.40	14,203.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	30,988.80	15,494.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	33,571.20	16,785.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	36,153.60	18,076.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	38,736.00	19,368.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	41,318.40	20,659.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	43,900.80	21,950.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	46,483.20	23,241.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	49,065.60	24,532.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	52,939.20	26,469.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	56,812.80	28,406.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	60,686.40	30,343.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	64,560.00	32,280.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	68,433.60	34,216.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	72,307.20	36,153.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	76,180.80	38,090.40
30	620,000	20,670	605,000	～	80,054.40	40,027.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.6%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.812%	
					全額	折半額
等級	月額	日額	円以上	円未満		
1	98,000	3,270	~	101,000	12,555.76	6,277.88
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	13,324.48	6,662.24
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	14,093.20	7,046.60
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	15,118.16	7,559.08
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	16,143.12	8,071.56
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	17,168.08	8,584.04
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	18,193.04	9,096.52
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	19,218.00	9,609.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	20,499.20	10,249.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	21,780.40	10,890.20
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	23,061.60	11,530.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	24,342.80	12,171.40
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	25,624.00	12,812.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	28,186.40	14,093.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	30,748.80	15,374.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	33,311.20	16,655.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	35,873.60	17,936.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	38,436.00	19,218.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	40,998.40	20,499.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	43,560.80	21,780.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	46,123.20	23,061.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	48,685.60	24,342.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	52,529.20	26,264.60
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	56,372.80	28,186.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	60,216.40	30,108.20
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	64,060.00	32,030.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	67,903.60	33,951.80
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	71,747.20	35,873.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	75,590.80	37,795.40
30	620,000	20,670	605,000	~	79,434.40	39,717.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.7%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.712%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	12,457.76	6,228.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	13,220.48	6,610.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	13,983.20	6,991.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	15,000.16	7,500.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	16,017.12	8,008.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	17,034.08	8,517.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	18,051.04	9,025.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	19,068.00	9,534.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	20,339.20	10,169.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	21,610.40	10,805.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	22,881.60	11,440.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	24,152.80	12,076.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	25,424.00	12,712.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	27,966.40	13,983.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	30,508.80	15,254.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	33,051.20	16,525.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	35,593.60	17,796.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	38,136.00	19,068.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	40,678.40	20,339.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	43,220.80	21,610.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	45,763.20	22,881.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	48,305.60	24,152.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	52,119.20	26,059.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	55,932.80	27,966.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	59,746.40	29,873.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	63,560.00	31,780.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	67,373.60	33,686.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	71,187.20	35,593.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	75,000.80	37,500.40
30	620,000	20,670	605,000	～	78,814.40	39,407.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.8%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.612%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	12,359.76	6,179.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	13,116.48	6,558.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	13,873.20	6,936.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	14,882.16	7,441.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	15,891.12	7,945.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	16,900.08	8,450.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	17,909.04	8,954.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	18,918.00	9,459.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	20,179.20	10,089.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	21,440.40	10,720.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	22,701.60	11,350.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	23,962.80	11,981.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	25,224.00	12,612.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	27,746.40	13,873.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	30,268.80	15,134.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	32,791.20	16,395.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	35,313.60	17,656.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	37,836.00	18,918.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	40,358.40	20,179.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	42,880.80	21,440.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	45,403.20	22,701.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	47,925.60	23,962.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	51,709.20	25,854.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	55,492.80	27,746.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	59,276.40	29,638.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	63,060.00	31,530.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	66,843.60	33,421.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	70,627.20	35,313.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	74,410.80	37,205.40
30	620,000	20,670	605,000	～	78,194.40	39,097.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用
 児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					3.9%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.512%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	12,261.76	6,130.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	13,012.48	6,506.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	13,763.20	6,881.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	14,764.16	7,382.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	15,765.12	7,882.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	16,766.08	8,383.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	17,767.04	8,883.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	18,768.00	9,384.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	20,019.20	10,009.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	21,270.40	10,635.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	22,521.60	11,260.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	23,772.80	11,886.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	25,024.00	12,512.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	27,526.40	13,763.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	30,028.80	15,014.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	32,531.20	16,265.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	35,033.60	17,516.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	37,536.00	18,768.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	40,038.40	20,019.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	42,540.80	21,270.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	45,043.20	22,521.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	47,545.60	23,772.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	51,299.20	25,649.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	55,052.80	27,526.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	58,806.40	29,403.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	62,560.00	31,280.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	66,313.60	33,156.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	70,067.20	35,033.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	73,820.80	36,910.40
30	620,000	20,670	605,000	~	77,574.40	38,787.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
 賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
 標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
 また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
 この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
 被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
 被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.0%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.412%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	12,163.76	6,081.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	12,908.48	6,454.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	13,653.20	6,826.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	14,646.16	7,323.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	15,639.12	7,819.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	16,632.08	8,316.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	17,625.04	8,812.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	18,618.00	9,309.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	19,859.20	9,929.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	21,100.40	10,550.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	22,341.60	11,170.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	23,582.80	11,791.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	24,824.00	12,412.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	27,306.40	13,653.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	29,788.80	14,894.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	32,271.20	16,135.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	34,753.60	17,376.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	37,236.00	18,618.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	39,718.40	19,859.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	42,200.80	21,100.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	44,683.20	22,341.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	47,165.60	23,582.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	50,889.20	25,444.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	54,612.80	27,306.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	58,336.40	29,168.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	62,060.00	31,030.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	65,783.60	32,891.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	69,507.20	34,753.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	73,230.80	36,615.40
30	620,000	20,670	605,000	～	76,954.40	38,477.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.1%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.312%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	12,065.76	6,032.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	12,804.48	6,402.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	13,543.20	6,771.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	14,528.16	7,264.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	15,513.12	7,756.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	16,498.08	8,249.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	17,483.04	8,741.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	18,468.00	9,234.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	19,699.20	9,849.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	20,930.40	10,465.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	22,161.60	11,080.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	23,392.80	11,696.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	24,624.00	12,312.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	27,086.40	13,543.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	29,548.80	14,774.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	32,011.20	16,005.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	34,473.60	17,236.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	36,936.00	18,468.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	39,398.40	19,699.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	41,860.80	20,930.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	44,323.20	22,161.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	46,785.60	23,392.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	50,479.20	25,239.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	54,172.80	27,086.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	57,866.40	28,933.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	61,560.00	30,780.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	65,253.60	32,626.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	68,947.20	34,473.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	72,640.80	36,320.40
30	620,000	20,670	605,000	～	76,334.40	38,167.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.2%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.212%	
等級	月額	日額	円以上	円未満	全額	折半額
1	98,000	3,270	～	101,000	11,967.76	5,983.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	12,700.48	6,350.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	13,433.20	6,716.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	14,410.16	7,205.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	15,387.12	7,693.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	16,364.08	8,182.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	17,341.04	8,670.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	18,318.00	9,159.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	19,539.20	9,769.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	20,760.40	10,380.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	21,981.60	10,990.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	23,202.80	11,601.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	24,424.00	12,212.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	26,866.40	13,433.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	29,308.80	14,654.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	31,751.20	15,875.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	34,193.60	17,096.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	36,636.00	18,318.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	39,078.40	19,539.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	41,520.80	20,760.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	43,963.20	21,981.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	46,405.60	23,202.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	50,069.20	25,034.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	53,732.80	26,866.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	57,396.40	28,698.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	61,060.00	30,530.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	64,723.60	32,361.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	68,387.20	34,193.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	72,050.80	36,025.40
30	620,000	20,670	605,000	～	75,714.40	37,857.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.3%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.112%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	~	101,000	11,869.76	5,934.88
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	12,596.48	6,298.24
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	13,323.20	6,661.60
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	14,292.16	7,146.08
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	15,261.12	7,630.56
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	16,230.08	8,115.04
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	17,199.04	8,599.52
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	18,168.00	9,084.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	19,379.20	9,689.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	20,590.40	10,295.20
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	21,801.60	10,900.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	23,012.80	11,506.40
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	24,224.00	12,112.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	26,646.40	13,323.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	29,068.80	14,534.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	31,491.20	15,745.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	33,913.60	16,956.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	36,336.00	18,168.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	38,758.40	19,379.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	41,180.80	20,590.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	43,603.20	21,801.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	46,025.60	23,012.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	49,659.20	24,829.60
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	53,292.80	26,646.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	56,926.40	28,463.20
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	60,560.00	30,280.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	64,193.60	32,096.80
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	67,827.20	33,913.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	71,460.80	35,730.40
30	620,000	20,670	605,000	~	75,094.40	37,547.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.4%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					12.012%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	11,771.76	5,885.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	12,492.48	6,246.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	13,213.20	6,606.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	14,174.16	7,087.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	15,135.12	7,567.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	16,096.08	8,048.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	17,057.04	8,528.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	18,018.00	9,009.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	19,219.20	9,609.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	20,420.40	10,210.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	21,621.60	10,810.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	22,822.80	11,411.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	24,024.00	12,012.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	26,426.40	13,213.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	28,828.80	14,414.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	31,231.20	15,615.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	33,633.60	16,816.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	36,036.00	18,018.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	38,438.40	19,219.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	40,840.80	20,420.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	43,243.20	21,621.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	45,645.60	22,822.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	49,249.20	24,624.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	52,852.80	26,426.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	56,456.40	28,228.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	60,060.00	30,030.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	63,663.60	31,831.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	67,267.20	33,633.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	70,870.80	35,435.40
30	620,000	20,670	605,000	～	74,474.40	37,237.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分 ~ 平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分 ~ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.5%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.912%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	~	101,000	11,673.76	5,836.88
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	12,388.48	6,194.24
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	13,103.20	6,551.60
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	14,056.16	7,028.08
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	15,009.12	7,504.56
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	15,962.08	7,981.04
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	16,915.04	8,457.52
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	17,868.00	8,934.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	19,059.20	9,529.60
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	20,250.40	10,125.20
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	21,441.60	10,720.80
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	22,632.80	11,316.40
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	23,824.00	11,912.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	26,206.40	13,103.20
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	28,588.80	14,294.40
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	30,971.20	15,485.60
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	33,353.60	16,676.80
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	35,736.00	17,868.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	38,118.40	19,059.20
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	40,500.80	20,250.40
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	42,883.20	21,441.60
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	45,265.60	22,632.80
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	48,839.20	24,419.60
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	52,412.80	26,206.40
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	55,986.40	27,993.20
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	59,560.00	29,780.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	63,133.60	31,566.80
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	66,707.20	33,353.60
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	70,280.80	35,140.40
30	620,000	20,670	605,000	~	73,854.40	36,927.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.6%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.812%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	11,575.76	5,787.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	12,284.48	6,142.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	12,993.20	6,496.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	13,938.16	6,969.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	14,883.12	7,441.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	15,828.08	7,914.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	16,773.04	8,386.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	17,718.00	8,859.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	18,899.20	9,449.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	20,080.40	10,040.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	21,261.60	10,630.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	22,442.80	11,221.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	23,624.00	11,812.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	25,986.40	12,993.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	28,348.80	14,174.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	30,711.20	15,355.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	33,073.60	16,536.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	35,436.00	17,718.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	37,798.40	18,899.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	40,160.80	20,080.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	42,523.20	21,261.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	44,885.60	22,442.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	48,429.20	24,214.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	51,972.80	25,986.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	55,516.40	27,758.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	59,060.00	29,530.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	62,603.60	31,301.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	66,147.20	33,073.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	69,690.80	34,845.40
30	620,000	20,670	605,000	~	73,234.40	36,617.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.7%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.712%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	11,477.76	5,738.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	12,180.48	6,090.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	12,883.20	6,441.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	13,820.16	6,910.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	14,757.12	7,378.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	15,694.08	7,847.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	16,631.04	8,315.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	17,568.00	8,784.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	18,739.20	9,369.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	19,910.40	9,955.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	21,081.60	10,540.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	22,252.80	11,126.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	23,424.00	11,712.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	25,766.40	12,883.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	28,108.80	14,054.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	30,451.20	15,225.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	32,793.60	16,396.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	35,136.00	17,568.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	37,478.40	18,739.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	39,820.80	19,910.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	42,163.20	21,081.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	44,505.60	22,252.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	48,019.20	24,009.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	51,532.80	25,766.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	55,046.40	27,523.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	58,560.00	29,280.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	62,073.60	31,036.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	65,587.20	32,793.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	69,100.80	34,550.40
30	620,000	20,670	605,000	～	72,614.40	36,307.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.8%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.612%	
					全額	折半額
1	98,000	3,270	円以上	円未満	11,379.76	5,689.88
2	104,000	3,470	101,000	107,000	12,076.48	6,038.24
3	110,000	3,670	107,000	114,000	12,773.20	6,386.60
4	118,000	3,930	114,000	122,000	13,702.16	6,851.08
5	126,000	4,200	122,000	130,000	14,631.12	7,315.56
6	134,000	4,470	130,000	138,000	15,560.08	7,780.04
7	142,000	4,730	138,000	146,000	16,489.04	8,244.52
8	150,000	5,000	146,000	155,000	17,418.00	8,709.00
9	160,000	5,330	155,000	165,000	18,579.20	9,289.60
10	170,000	5,670	165,000	175,000	19,740.40	9,870.20
11	180,000	6,000	175,000	185,000	20,901.60	10,450.80
12	190,000	6,330	185,000	195,000	22,062.80	11,031.40
13	200,000	6,670	195,000	210,000	23,224.00	11,612.00
14	220,000	7,330	210,000	230,000	25,546.40	12,773.20
15	240,000	8,000	230,000	250,000	27,868.80	13,934.40
16	260,000	8,670	250,000	270,000	30,191.20	15,095.60
17	280,000	9,330	270,000	290,000	32,513.60	16,256.80
18	300,000	10,000	290,000	310,000	34,836.00	17,418.00
19	320,000	10,670	310,000	330,000	37,158.40	18,579.20
20	340,000	11,330	330,000	350,000	39,480.80	19,740.40
21	360,000	12,000	350,000	370,000	41,803.20	20,901.60
22	380,000	12,670	370,000	395,000	44,125.60	22,062.80
23	410,000	13,670	395,000	425,000	47,609.20	23,804.60
24	440,000	14,670	425,000	455,000	51,092.80	25,546.40
25	470,000	15,670	455,000	485,000	54,576.40	27,288.20
26	500,000	16,670	485,000	515,000	58,060.00	29,030.00
27	530,000	17,670	515,000	545,000	61,543.60	30,771.80
28	560,000	18,670	545,000	575,000	65,027.20	32,513.60
29	590,000	19,670	575,000	605,000	68,510.80	34,255.40
30	620,000	20,670	605,000	~	71,994.40	35,997.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%~5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～ 適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方

標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					4.9%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.512%	
等級	月額	日額	報酬月額		全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	11,281.76	5,640.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	11,972.48	5,986.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	12,663.20	6,331.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	13,584.16	6,792.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	14,505.12	7,252.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	15,426.08	7,713.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	16,347.04	8,173.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	17,268.00	8,634.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	18,419.20	9,209.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	19,570.40	9,785.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	20,721.60	10,360.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	21,872.80	10,936.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	23,024.00	11,512.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	25,326.40	12,663.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	27,628.80	13,814.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	29,931.20	14,965.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	32,233.60	16,116.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	34,536.00	17,268.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	36,838.40	18,419.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	39,140.80	19,570.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	41,443.20	20,721.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	43,745.60	21,872.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	47,199.20	23,599.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	50,652.80	25,326.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	54,106.40	27,053.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	57,560.00	28,780.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	61,013.60	30,506.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	64,467.20	32,233.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	67,920.80	33,960.40
30	620,000	20,670	605,000	～	71,374.40	35,687.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○平成23年9月分（10月納付分）からの厚生年金保険の保険料額表

厚生年金保険料率:平成23年9月分～平成24年8月分 適用

児童手当拠出金率:平成19年4月分～適用

【厚生年金保険】厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方						
標準報酬			報酬月額		免除保険料率	
					5.0%	
等級			月額		厚生年金保険料率	
					11.412%	
					全額	折半額
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	11,183.76	5,591.88
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	11,868.48	5,934.24
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	12,553.20	6,276.60
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	13,466.16	6,733.08
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	14,379.12	7,189.56
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	15,292.08	7,646.04
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	16,205.04	8,102.52
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	17,118.00	8,559.00
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	18,259.20	9,129.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	19,400.40	9,700.20
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	20,541.60	10,270.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	21,682.80	10,841.40
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	22,824.00	11,412.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	25,106.40	12,553.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	27,388.80	13,694.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	29,671.20	14,835.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	31,953.60	15,976.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	34,236.00	17,118.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	36,518.40	18,259.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	38,800.80	19,400.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	41,083.20	20,541.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	43,365.60	21,682.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	46,789.20	23,394.60
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	50,212.80	25,106.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	53,636.40	26,818.20
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	57,060.00	28,530.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	60,483.60	30,241.80
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	63,907.20	31,953.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	67,330.80	33,665.40
30	620,000	20,670	605,000	～	70,754.40	35,377.20

(単位:円)

※厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険料率について

厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、一般の被保険者の方の本来の保険料率である「16.412%」から免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、加入する基金ごとに異なります。免除保険料率については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

○賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額を算出する場合は、上記の「保険料額表」は使用できません。
賞与に係る保険料は、標準賞与額に保険料率を乗じた額となります。(保険料率は、標準報酬月額にかかる保険料と同じです。)
標準賞与額は、各被保険者の賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額となっています。
また、標準賞与額には上限が定められており、厚生年金保険と児童手当拠出金は1ヶ月あたり150万円が上限となります。

○児童手当拠出金について

厚生年金保険の被保険者を使用する事業主の方は、子ども手当の支給に要する費用として児童手当拠出金を全額負担いただくこととなります。
この児童手当拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額に、拠出金率(1000分の1.3)を乗じて得た額の総額となります。

○被保険者が負担する保険料(以下「被保険者負担分」)に円未満の端数がある場合について

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合
被保険者負担分の端数が、50銭以下のときはその端数は切り捨てし、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 - ②被保険者が、被保険者負担分を事業主の方に現金で支払う場合
被保険者負担分の端数が、50銭未満のときはその端数は切り捨てし、50銭以上のときは切り上げて1円となります。
- ※事業主と被保険者との間で特約がある場合は、その特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額について

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した額となります。ただし、その合算した額に、円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。